

令和7年度第1回 習志野市地域ケア推進会議

【開催日時・場所】

令和7年7月31日(木) 14:00~16:00

保健会館 1階検診室

【出席者】

(委員)50音順

大川委員、小川委員、越智委員、小名木委員、穴倉委員、杉山委員、田邊委員、
廣瀬委員、松岡委員、山下委員、吉田委員

(市)

奥井健康福祉部長、中村健康福祉部次長、石垣高齢者支援課長、相原健康福祉部主幹、岡澤健康福祉部主幹、上本高齢者支援課包括推進係係長、中村同課主査、野苺家同課副主査、高橋同課主事、古木同課主事

(高齢者相談センター)

谷津高齢者相談センター 笠井氏

秋津高齢者相談センター 立石センター長、橋本氏、斎藤氏

津田沼・鷺沼高齢者相談センター 佐藤センター長、川村氏

屋敷高齢者相談センター 大多和センター長、渡邊氏、日比野氏

東習志野高齢者相談センター 脇本センター長、大野氏、小林氏

【傍聴人数】

0人

【次第】

委嘱状交付式次第

開会

1 委嘱状交付・委員紹介

2 事務局紹介

閉会

会議次第

開会

1 会長・副会長の選出

2 会議の公開

3 会議録の作成等

4 会議録署名委員の指名

5 協議

(1) 地域ケア推進会議の振り返り

(2) 総合事業の改正について

(3) 今年度の生活支援体制整備事業に係る取組み予定について

(4) 調査内容等について

①ケアマネジャーの法定外業務支援について

②高齢者の生活上の困りごと等について

6 その他(連絡事項)

閉会

【配布資料】

- ・資料1 1-1「習志野市地域ケア会議推進事業」
 1-2「習志野市地域ケア推進会議」
 ~個別ケース検討の積み重ねによる視点(一例)~
 1-3「R3~R6 年度 地域ケア推進会議議事録抜粋」
 1-4「在宅で生活する一人暮らしの高齢者の日常をサポートする体制づくり」
- ・資料2 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実」 厚生労働省
- ・資料3 令和7年度 生活支援体制整備事業に係る取組み予定について
- ・資料4 ケアマネジメントに係る現状と課題に関する調査
- ・資料5 高齢者の支援ニーズや関心ごと等に関する調査

【委嘱状交付式】

宮本市長より、委嘱状交付

【1 開会】

<事務局>

本日の出席委員は、委員13名中、11名。傍聴者は0名。

【2 会長・副会長の選出】

習志野市地域ケア会議設置要領第4条第1項の規定により、互選によって山下委員が会長に、広瀬委員が副会長に選任された。

【3 会議の公開】

山下会長から、本日の会議は「習志野市審議会等の設置及び運営に関する指針」により、原則公開となっている。

【4 会議録署名委員の指名】

山下会長より、会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所の情報公開コーナーにおいて公開する旨を説明。

また、公開前に内容について確認する会議録署名委員として、松岡委員と宍倉委員を指名。

【5 議事】

<山下会長>

議題1から3まで、事務局より説明をお願いします。

<事務局>

- ① 議題1「地域ケア推進会議の振り返り」について、資料1-1「習志野市地域ケア会議推進事業」、資料1-2「習志野市地域ケア推進会議」に基づき説明。
- ② 議題1「地域ケア推進会議の振り返り」について、資料1-3「R3～R6年度 地域ケア推進会議議事録抜粋」、資料1-4「在宅で生活する一人暮らしの高齢者の日常をサポートする体制づくり」に基づき説明。
- ③ 議題2「総合事業の改正」について、資料2「介護予防・日常生活支援総合事業の充実」に基づき説明。
- ④ 議題3「今年度の生活支援体制整備事業に係る取組み予定」について、資料に基づき説明。

<山下会長>

これは令和7年度中に解決することなのか、どのぐらいの期間内で整えていこうと想定しているのか事務局に質問します。

<岡澤健康福祉部主幹>

国の法改正に伴う介護保険制度の変革、特に要支援認定者や将来的に要介護1・2の方々のサービスが市町村事業へ移行していく可能性に対して、生活支援コーディネーターや高齢者相談センターの職員が戸惑いを覚え、新たな対応が求められているのが現状と思います。

これまでも生活支援体制整備事業については、困難な課題であった中、今一度現状を分析し、小さなことから着実に、そして来たる第10期介護保険事業計画に向けて準備を進めていきたいと思います。

また、軽度の認定を受けている高齢者の方々の多様なニーズへの対応や、地域住民の活動だけではカバーしきれない部分、企業の活用を含めた多角的な「受け皿」の整備、さらには基準緩和型事業所の再検討といった「ハード面」の課題も、喫緊の課題として認識されていることと存じます。

これらの多岐にわたる課題に対し、すぐに具体的な準備を進めることは難しいかもしれませんが、今後の変化に備え、生活支援の視点を含めた協議を通じて糸口を見つけていきたいと思っています。

<山下会長>

何かご質問ご意見ございますか。

<大川会長>

実際には要支援の方を担当する事業所が少なくなっている実態を市がどれくらい把握されているのか、また、近隣市町村では要支援認定を受けても、サービスを開始するのに長期間待つという実態が起きていて、おそらく習志野市でもそういった問題があり、今後増えていく可能性もあると思いますが、対策など、何かお考えがあればお聞きしたいです。

<岡澤健康福祉部主幹>

要支援 1・2 の方々に対するケアプラン作成の委託先である、居宅介護支援事業所が不足しており、高齢者相談センターがその対応に苦慮している状況、そして、それが高齢者相談センターの多岐にわたる業務にも影響を与えているという現状は把握しています。今後の総合事業の改正などを踏まえ、対策を検討していく事が課題です。

<山下会長>

総合事業の改正について、何が改正されたのか、また改正された事によって、ここで議論すべき事項が何なのか、習志野市としては方向性があるのかどうか、もう少し分かりやすく教えてほしい。

<岡澤健康福祉部主幹>

改正の内容ということ、要支援者やフレイル状態の人々に対し、より柔軟で多様な事業を展開し、高齢者の多様なニーズに応じた選択肢を広げること。特に生活支援や困りごとへの対応では、より柔軟なコーディネートを選択肢を増やすことが市町村の役割とされています。しかし、この柔軟化が示されても、現状では多くの市町村が具体的な対応策をすぐに見出せず、「これからどうするか」と模索している状況です。

<山下会長>

互助の範囲で任せるのか、行政が基盤を管理することによって市民活動や事業者の活動が安定するのか、サービス供給量と人材不足との兼ね合いで、なかなか悩ましいなと思いながら聞いています。

要支援の方がサービスを利用したいが利用できない実情が本当にあるのか。要支援者の状況は「体が動かせない」だけでなく、「動かすのが辛い」「気持ちが落ちている」など、ケアプラン作成に至る手前の相談が多いと思います。そうすると、サービス利用の最終的な判断に経済的な問題が影響すること多いかと思います。

これらの実情を踏まえ、出席委員の実態に基づいた意見を募り、議論を進めていくこととさせていただきます。

例えば高齢者相談員さんの立場で何かありますか。

<吉田委員>

比較的元気な方から、「要支援だったから希望のサービスが利用できなかった」とか、本当に困っているんだけど、「要介護1だったから希望のサービスが受けられなかった」

そんな相談を受けたことがあります。私は正確に回答出来ないのですが、ご本人にお話だけはお聞きして、高齢者相談センターに繋いでいます。

最近、認知症の方からも生活上の困りごとで相談がありましたが、高齢者相談センターの方に対応をお願いしており、これからはセンターと密に連携しながら、地域の高齢者を見守っていかねばと思っています。

<山下会長>

今話を伺い、習志野市らしいケアマネジャーが居て、習志野市らしい地域包括支援センター（高齢者相談センター）の相談の仕方を、センターごとではなく共通化していくことが必要で、どのセンターに行っても安心して相談が出来る環境を作れると良いと思いました。

次に議題4について、事務局より説明をお願いします。

<岡澤健康福祉部主幹>

議題4「調査内容等」について説明。

詳細につきましては、第一層生活支援コーディネーターである、社会福祉協議会の杉山委員に委託しておりますので、説明をお願いしたいと思います。

<杉山委員>

今回はケアマネジャーのシャドウワークについて聞くわけですが、シャドウワークになっているものが、業者や民間企業等にお願い出来るものなのか、もしくは元気な高齢者の方にも担える内容なのか、そういうことを明らかにする為、細かい内容で設問を設定しています。

例えば、土地や住宅相続に関する手続きの代行をしているのか、財産管理や災害時の呼びかけ、避難支援等についても行っているのか等、かなり具体的な内容を聞いています。

これまでは、要支援の人に対して地域がどう支えていくかに特化したものでしたが、今回の制度改正では、「元気な高齢者のうちからの関わり」や「民間事業者も巻き込んだ支援」が重視されるようになった事で、国が目指す「様々な人との連携を通じて、高齢者が新たな役割を見出し、社会に復帰する」という方向で調査をしていきます。

先日、タクシーの運転手をされていた方が病気になった事で、人を乗せて運転する事が出来なくなったという相談が入りました。

お話を聞く中で、病気が良くなったら、人は運べないけど物だったら運べるかもしれないということで、フードバンクの配送の活動に繋がり、それによって自信がついてタクシー業者へ復職されたそうです。そこまでが国が示している事のようなので、色々な人たちと繋がり、色々なアイデアが浮かばないと、国が示している事は実現出来ないと思っています。調査の中で、出来るだけ細かく聞きたいというのが、この調査票を作った生活支援コーディネーターの思いです。

<岡澤健康福祉部主幹>

資料5は、第1層生活支援コーディネーターと事務局で仕上げた案となる為、内容についてご意見があったらお聞かせいただきたいと思います。

<松岡委員>

高齢者の計画で、実態調査というのを3年に一度行っているかと思いますが、今年実態調査の年であると思います。それとこれとは別かと思いますが、そのあたりの説明をお願いします。

<岡澤健康福祉部主幹>

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を立てるにあたって3年に一度、高齢者等実態調査を実施しております。今年度調査の年で、その中でも市民の意識調査ということで載せていただきます。しかしながら、あまり容量を取れないため、別枠で生活支援体制整備に関わるようなニーズと関心事をもう少し掘り下げて聞くという意味で、今回調査を行うところです。

<田邊委員>

資料5の「高齢者の支援ニーズや関心事等に関する調査」の調査対象の中に、認知症サポーター養成講座の修了者は入らないのかということが一点。3ページ目に、「楽しみや生きがいを活かし、ボランティアとして提供できる活動内容はあるか」という設問があるが、無償と有償それぞれ質問があるかと思いますが、ボランティア前提で書いてあるので、例えば仕事として何か出来ることはないか、聞くことが出来ないかと思いました。

先ほど杉山さんのお話しの中で、タクシーの運転手さんのお話しがあったかと思いますが、最終的にはボランティアのことと思うので、修正等の検討の余地があるのかお聞きしたいです。

<杉山委員>

調査対象には、認知症サポーター養成講座の受講者もぜひ入れたいと思います。

就労の部分はまさに、国が今回新しく示している就労的活動支援という言葉になっていて、直接就労を求めている訳ではありません。

現在は無償のボランティア、就労的活動支援と有償のボランティアということで、ボランティア前提の聞き方しております。

このことについて、委員の皆さんからご意見があれば、いただきたいです。

<山下会長>

習志野市の地域福祉に関して、NPOやボランティアの活動は貴重な財産であるものの、高齢者の日常的な支援はそれだけでは限界があり、地域包括支援センター(高齢者相談センター)の負担が増大しているのが現状です。

また、介護人材不足や、要介護認定には至らない虚弱な高齢者が増加していることも課題として挙げられます。日常的にごみ出し一つ、電気を一つ外すところから、ボランティアやNPO活動でカバー出来るかという問題が出てきます。

これらの状況を踏まえ、現在の事業運営における具体的な困りごとや、業務範囲外とされている身近な支援の実態を明確にすることが必要とされています。そのためには、提示された資料を精査し、習志野市の今後の方向性に寄与できるようなアンケート調査の質問内容を適切に検討することが重要だと思います。この会議内でのご発言が厳しくても、会議終了後に、事務局や第一層コーディネーターと連携して進めてもらいたいと思います。

「高齢者の支援ニーズや関心ごと等に関する調査」ですが、例えば自治会等の地縁型コミュニティ内でも、ごみ出しをしているといったことがあると思います。ご近所づき合いの中で、「このくらいなら出来ますよ」という地域の人が出て、色々な支援が可能になっているのが現状かと思っています。しかし、それを新たな総合事業の就労的活動に位置付けることを地域住民は望んでいないはずです。

自治会の加入率が低下している地域と、維持できている地域があるとは思いますが、地縁型コミュニティ内の活動をどう評価するか、「ご近所づき合いを評価する」といった姿勢を高齢者相談センターやケアマネジャー、行政が持たないといけない。

実際は、ご近所の方には躊躇しながらお願いをしていて、出来ることなら有料のサービスや、介護保険サービスで頼めれば、迷惑をかけなくて済むのに、と思っている人が多いと思います。

地域のお世話好きの方たちは「お世話して当たり前、手伝って当たり前」と思っているかもしれませんが、そういう方こそ調査対象に入れ、就労的活動支援を見据えた新しい地域のコミュニケーションや市民活動の再構成が図れるように、現状の活動を資源としてしっかりデータ取りしていくと良いと思います。

救急搬送の補助みたいなものは、ご近所ですることが多いと思いますが、ご近所だからこそ普段のお付き合いの中で、息子さんや娘さんに連絡を取って、救急車に乗せるところまでは出来るけれど、救急車と一緒に乗って病院までは行かない。

こういうニーズをこの調査の中で、あぶり出すだけでも随分方向性が変わると思うので、調査について今日提案されたのはすごくいいことだと思います。

今日この会議の場で決着がつく議題ではないですが、今後の地域ケア推進会議の課題になると思います。

ケアマネジャーが納得して仕事を引き受けるのか、若しくは報酬にはならないが、何らかの形でシャドウワークが評価される事を検討することと、業者に任せられる可能性があるのかという両面で考えていかないといけない。

色々な目線でもう一度見直していくことが大切です。

それでは、せっかく初めての会議ですので皆様から一言ずついただいて終了にしたいと思います。

<越智委員>

私は小さいエリアでご近所同士の交流を深めたいという気持ちから始めておりますので、何か力になれることがないかなと、私の中でも模索して参ります。

<穴倉委員>

ブレーメン習志野でも居宅介護支援事業を行っております。今日も来る直前に、四街道の警察署の方から、担当のご利用者の方が自転車で四街道まで行ってしまい、ケアマネさんに迎えに来てもらえませんかという連絡が入っておりました。さすがに四街道まで迎えには行けない旨伝え、パトカーで送るので自宅で立ち会ってくださいと言われ、そこについてはやむを得ず立ち会いをした後、ここに参加しています。

日頃ケアマネジャーの方が、本来とは違う業務をしている様子を目の当たりにしながらこの会議

に出ておりますので、私自身も勉強しながら、ケアマネの心のサポートだけでも出来ればと思いました。

<松岡委員>

芙蓉園は老人福祉法という古い法律に基づいて活動しています。

元気高齢者の集う場所のようなイメージがありましたが、皆さんやっとの思いで来ていて、芙蓉園にくることが生きがいみたいの方が多くいます。

高齢者支援のニーズについての調査等もこれから入ってくると思いますが、高齢者がたくさんいる社会に少しでも役に立つような事が出来ればと思います。

<小名木委員>

私どもは生協生活協同組合ですが、食材の配達だけではなく、家事支援や買い物代行、家の掃除のようなサービス事業や、お弁当の宅配も行っております。様々な観点から、連携出来ればと思っております。

<小川委員>

今日会議の中でも出ていましたが、要支援の方でマネジメントが受けられずに大変お待たせしているようなケースがあります。

本当にお困りの方もいるし、私たちの中でも見極めをするのが難しいような状況になっていますので、まだ私も勉強不足ですけどこの総合事業の改正で、従前サービスではないサービス活動Aが増えれば、ケアマネジャーの方のシャドウワークも減ると思っておりますので、頑張っていきたいと思います。

<吉田委員>

私の地域の人は皆さんすごく親切で、一生懸命みんなで盛り上げてくれて、良いところに私は住んでいるなと思っています。若い人が、それを引き継いでいくのが一番大変ではないかなと思います。

<田邊委員>

シャドウワークについてアンケート調査を行っていただけること、ありがとうございます。

ケアマネジメントに係る現状と課題に関する調査については、少し付け足していただけるとありがたいと思う部分があります。後日送付させていただきますので、ご意見いただけるとありがたいです。

<大川委員>

今回の会議でケアマネジャーの法定外業務について取り上げていただいたことについて、関心を持っていただいているということでありがとうございます。

先ほど穴倉さんが、警察で保護された利用者さんの話をされていましたが、私も昨年、他の市町村で保護された方がいて、対応についてやり過ぎかなと思った事がありますが、その時に助けて

いただいたのが屋敷高齢者相談センターさんでした。ありがとうございました。

ケアマネ連絡会もこの4月から、シャドウワークについて意見交換を毎月行っています。会長も非常に熱心に取り組んでおり、これを行政と意見交換をし、課題に向けて1歩でも2歩でも進めていきたいと考えていますので、ぜひその機会を作っていただけたらと思います。

<杉山委員>

最近、社会福祉協議会近くのセブンイレブンで朝7時半頃、いつもごみを拾っている2人の高齢者の女性に声をかけたら、ラジオ体操をしている公園が汚くてごみを拾っていたついでに、新習志野公民館まで拾って歩こうと、毎日行っているとのことでした。こういう方のご意見を聞くのが大事だと感じました。

また先日、秋津圏域の協議体に参加したときに、秋津団地の5階に住んでいる方が、階下の方のゴミを持って、一緒に捨てに行っているというお話を聞きました。

恐らくこの人たちは、お金をもらったらやらないと思います。そういう方達にこそ、調査ができたらしらと思いますので、各高齢者相談センターでそうした方をご存じでしたら、教えていただけたらありがたいです。

<廣瀬委員>

社会福祉協議会の業務において、相談が具体的な契約に結びつくケースは少ないものの、途中経過で「話を聞く」を重要視しています。シャドウワークの議論がある中で、社協の役割として、相談内容に対し「出来ることは行い、出来ないことは他へ繋ぐ」という地道な対応が不可欠だと考えています。

そして、この継続的な取り組みが、将来的に国の社会福祉に対する姿勢や、社協が果たすべき責任に繋がると認識していますので、準備の為にも今日のお話しは、非常に参考になりました。

<山下会長>

新体制での会議では、高齢者をめぐるニーズの再探求と、特にケアマネジャーや高齢者相談センターの相談内容に着目し、必要な資源や担い手を検討していくという方針かと思います。年2回という限られた機会ではありますが、充実した意見交換の場となるよう祈っています。

また、ケアマネジャーの役割に関する課題についても詳しくお話しいただきました。ケアマネジャーが介護保険制度上の業務だけでなく、習志野市のソーシャルワーカーとしての役割も担っている現状において、現在の介護報酬が法定外業務や公益的な活動に見合っておらず、ケアマネジャーの事業運営に困難が生じているという課題に対し、ケアマネジャーが専門職として適切に活動できるよう、「ソーシャルワーカー費用」として包括的に報酬を支払うといった抜本的な検討を介護保険事業者協議会等と連携して進めるべきという国の協議の場面で提案されていることは、国の制度の限界を見据え、地域としての持続可能なケア提供体制を構築していく上で非常に重要な視点だと感じました。

国の縛りと、習志野市の保険者としての事業運営、そして専門職が専門性をもって仕事ができる環境を、俯瞰的に捉えることが今後の会議の重要なテーマであるという事をお伝えし、まとめに変えます。

【3 その他(連絡事項)】

事務局より連絡事項。

来年度の開催日時は、令和8年1月21日水曜日。